

多様な働き方推進業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

多様な働き方推進業務

(2) 実施目的

本市では、令和5年度に改定した生駒市商工観光ビジョンにおいて、市内事業者の雇用・定着支援と多様な働き方による雇用・就労の促進を目標に掲げている。生産年齢人口の減少に伴い、事業者が継続的に雇用を確保するためには、副業、兼業、ワークシェアリング、短時間労働など多様な働き方を導入することが求められている。また、多様な働き方は就労者にとっても子育て、介護との両立等の各課題に対応し、就労を継続する上で有効である。

以上のことから、多様な働き方の推進による雇用促進や人材定着を図るため、本業務を実施するものである。

(3) 業務内容

- ①市民、事業者向け啓発セミナー等（以下「啓発セミナー等」という。）の実施
- ②啓発セミナー等の宣伝
- ③アンケート調査集計
- ④事業者紹介冊子等作成業務

※詳細は「多様な働き方推進業務仕様書」を参照のこと。

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

1, 599, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、本業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日までにおいて、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）

ウ暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある法人等

- エアからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人等
オ役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
カ役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人等
(7) 公示日から過去10年間に於いて、本業務に類似するセミナー、勉強会、ワークショップ、交流会等の開催実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年5月30日（木）15時まで（必着）
(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
（電子メールアドレス） keizai@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
(3) 回答日 令和6年6月4日（火）17時
(4) 回答方法 生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
ア～キは原本1部・副本6部、ク～サは原本1部。なお、本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～サを省略することができる。
ア 会社概要（様式3）
イ 業務実績調書（様式4）
※業務実績調書に記載した業務の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体問わず）を各1部提出すること。
ウ 実施体制表（様式任意）
※本業務の実施体制図
エ 担当者名簿、責任者の経歴及び実績等調書（様式5）
オ 再委託調書（様式6）
※再委託する場合のみ。
カ 企画提案書（任意様式）
キ 参考見積書（様式任意）
※本業務の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。
ク 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】
ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
サ 誓約書、役員等一覧表（様式7）
(2) 作成要領
別紙「多様な働き方推進業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年6月17日(月) 16時まで(必着)
- ② 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課(市役所2階26番窓口)
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者5者を選考する。
ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和6年6月20日(木) (予定)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も合計点が高い提案を特定する。

実施日：令和6年6月26日(水) (予定)

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 信頼性・実施能力(業務実績) 10点/100点
- (2) 参考見積書 10点/100点
- (3) 企画提案書・ヒアリング 80点/100点

8 日程

公示	令和6年5月27日(月)
質問提出期限	令和6年5月30日(木) 15時まで
質問回答	令和6年6月4日(火) 17時 生駒市公式ホームページに掲載
企画提案書等提出期限	令和6年6月17日(月) 16時まで
第1次審査	令和6年6月20日(木) (予定)
第2次審査	令和6年6月26日(水) (予定)
結果通知	令和6年6月27日(木) (予定)
契約締結	令和6年7月上旬(予定)
業務開始	令和6年7月上旬(予定)

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

1 0 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 企画立案にあたり、「生駒市商工観光ビジョン」を読み、本市の現状や課題、施策の方向等を十分理解すること。
- (2) 企画提案にあたり、啓発セミナー等開催会場の確認をしておくこと。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しないと同時に、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (8) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課 担当：田中

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）2271

E-mail keizai@city.ikoma.lg.jp